

株式会社三菱UFJ銀行		103,825	3.84
瀧上 茂		102,798	3.81
エムエム建材株式会社		69,000	2.55
瀧上 晶義		50,617	1.87
日本製鉄株式会社		42,900	1.59
個人株主		39,100	1.44
瀧上 亮三		33,512	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門である「監査室」との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である社外取締役と会計監査人の連携については、会計監査人の監査計画時から監査実施過程に亘るまで、定期的な意見交換等を実施しており、それぞれの監査精度の確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

更新
その他

該当項目に関する補足説明

譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期
取締役(監査等委員を除く)7名84百万円(社外取締役を除く)※左記金額には、業績連動報酬等28百万円、非金銭報酬等12百万円が含まれております。

取締役(監査等委員)1名9百万円(社外取締役を除く)※左記金額には、業績連動報酬等1百万円含まれております。
社外取締役(監査等委員)2名111百万円※左記金額には、業績連動報酬等が1百万円含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書1－1基本的な考え方【コーポレートガバナンスの各原則に基づく開示】【原則3－1. 情報開示の充実】(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載のとおりです。

【社外取締役のサポート体制】

専従の従業員は配置しておりませんが、社外取締役は、その職務の遂行に必要となる情報入手については関連部門が対応。
人員面を含む支援体制に関しては、社外取締役については管理本部総務グループ及び監査室が人員面を含む援体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

当社は「監査等委員会設置会社」を採用しており、会社の機関として会社法に定められた取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針、会社法に定められた事項及び経営に関わる重要事項の審議・決定機関として、原則毎月1回開催され、全取締役が出席しております。

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む3名で構成されており、監査等委員は取締役会など重要な会議に出席するとともに、監査等委員会が定めた年度の監査方針に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行全般にわたり監査を行う体制としております。

当社は、取締役会における経営の意思決定および監督機能と各本部の業務執行機能とを明確に分離し、経営の効率化と業務執行体制の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。

当社は、子会社の業務の適正を確保するための体制として、当社取締役が子会社の取締役を兼務し、業務執行の監視をするとともに、当社の内部監査部門である「監査室」が内部統制の監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告する体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は安定的かつ効率的な経営を目指して、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営機構を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおり、経営における監督と執行の分離を明確化し、今後も一層企業統治機能の強化を図るため「監査等委員会設置会社」の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	定時株主総会招集通知発送前に、定時株主総会のご案内と定時株主総会招集通知の全文をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び重要な発表資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、ISO14001に則した「環境方針」を定め、鋼製橋梁の販売・エンジニアリングにおいて、環境負荷の少ない事業活動を実践するとともに、環境マネジメントシステムを構築し、定期的な見直しと継続的な改善を図り、環境の保全と向上に取組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「瀧上工業 企業行動規範」内の「株主・投資家との関係：経営情報の開示」に、「株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・適切に開示する。」旨を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、内部方針基本方針として以下の事項を取締役会において決議しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、企業倫理の確立をはじめとする企業としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業づくりを推進するために「企業行動規範」を定め、企業行動の基本方針とする。また、その徹底を図るために、独立性のある社長直轄の組織である監査室が内部監査を定期的に実施しコンプライアンスの状況を監査するとともに、組織横断的なコンプライアンス委員会を中心として役職員の教育を継続的に実施する。なお、活動状況は取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、その保存および管理に関する事項を文書管理規程に定め、取締役の閲覧要求に対して速やかに対応するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社グループ全体のリスク状況の監視および組織横断的対応は監査室および管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する当社グループ全体の目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的行動計画および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すシステムを構築する。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また当社グループ各社に対して監査室が内部監査を実施し、その結果を当社グループ各社の取締役会に報告する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査室および管理本部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力の排除に向けた取り組みと致しましては、平成29年3月29日に「瀧上グループ 企業行動規範」を改定し、その中に「反社会的行為への関与の禁止」という項目について以下の指針を掲げており、本行動規範のグループ全社員への周知徹底を図っております。

反社会的行為への関与の禁止

・市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力との関係断絶に向けた社内体制については、企業行動規範の遵守に加え、外部専門機関との連携など、より一層の充実を図ってまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

1.会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が、上場会社における責務と認識しており、適時適切な情報開示に努めてまいります。

2.会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の会社情報の適時開示は、管理本部総務グループを情報開示担当部門とし、管理本部長を情報取扱責任者とした社内体制で行っています。

3.会社情報の適時開示に係る手順

(1)決定事実に関する情報

当社の取締役会において、適時開示を要する事項が決議された場合には、速やかに開示を実施しております。

(2)発生事実に関する情報

当社および子会社等において発生した事実は、当社の情報開示担当部門に集約され、管理本部長(情報取扱責任者)を中心として内容の検討を実施し、適時開示をする事項であった場合には、取締役会の決議をもって速やかに開示を実施しております。

(3)決算に関する情報

当社で作成した決算数値は、会計監査人による監査を受け、決算取締役会の承認後、速やかに開示しております。

